

子育て家庭ショートステイ事業実施要綱（平成 7 年 4 月
制定）

（趣旨等）

第 1 条 この要綱は，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 9 の規定に基づき本市が行う子育て短期支援事業のうち短期入所生活援助事業について必要な事項を定めるものとする。

2 本市が行う短期入所生活援助事業は，その名称を子育て家庭ショートステイ事業とし，児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合，子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合又は親子等が緊急一時的に保護を必要とする場合に，児童福祉施設等において一時的に養育・保護することにより，これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者と養育・保護の要件）

第 2 条 子育て家庭ショートステイ事業（以下「事業」という。）の対象となる者は，市内に居住する者で，次の各号に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当することにより，児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童

ア 保護者の疾病

イ 育児疲れ，慢性疾病児の看護疲れ，育児不安その他保護者の身体上又は精神上の事由

ウ 出産，看護，事故，災害，失踪その他家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭，転勤，出張，学校等の公的行事への参加その他保護者の社会的な事由

オ 児童自身が一時的に保護者と離れることを希望している場合であって，養育環境等に課題があること。

(2) 次に掲げる事由のいずれかに該当することにより，事業による保護を必要とする親子（児童及びその保護者をいう。以下こ

の条において同じ。)

ア レスパイト・ケア（育児による疲労やストレスを軽減させることをいう。）と併せて児童の養育方法，関わり等について支援が必要であると市長が認めた場合であること。

イ 経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合であること。

2 前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する児童及び親子等は，事業の対象から除くものとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号），感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の法令の規定に基づいて，医療機関に入院すべき者

(2) 前号に該当する者以外の者で，市長が医療機関に入院して，医療を受ける必要があると認めた者

（養育・保護の期間）

第3条 養育・保護の期間は，当該保護者の心身の状況，当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。ただし，市長がやむを得ない事情があると認める場合には，必要最小限の範囲内でこれを延長することができるものとする。

（実施施設等）

第4条 事業の実施施設等（以下「実施施設等」という。）は，以下のとおりとする。

(1) 児童養護施設

(2) 乳児院

(3) 母子生活支援施設

(4) 里親

(5) その他適切な処遇が確保される条件を備えている施設

（養育・保護の申込）

第5条 養育・保護の申請をしようとする者は，子育て家庭ショートステイ事業利用申

請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請に対し、養育・保護を必要と認めるときは、子育て家庭ショートステイ事業利用決定通知書（様式第2号）を利用者に交付するものとし、不承認とするときは、理由を示して、子育て家庭ショートステイ事業利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 利用者は、第3条ただし書の規定により、保護の期間の延長を希望する場合には、子育て家庭ショートステイ事業利用（期間延長）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は、保護の期間を延長するときは、子育て家庭ショートステイ事業利用（期間延長）決定通知書（様式第2号）を利用者に交付するものとする。

（養育・保護の決定、移送）

- 第6条 市長は、養育・保護の決定をしたときは、当該児童等の養育・保護を委託する実施施設等に、子育て家庭ショートステイ事業養育・保護決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

- 2 児童の実施施設等への移送は、原則として、その保護者が行うものとする。ただし、児童の安全を確保する必要がある場合又は保護者が児童に付き添うことが困難である場合は、必要に応じて職員が児童の居宅から実施施設等へ、移送を行うものとする。

（費用）

- 第7条 市長は、別表第1に定めるところにより養育・保護の実施に要する経費を実施施設等に支弁する。

- 2 保護者は、事業を実施するために必要な経費の一部を別表第2に定めるところにより負担しなければならない。

- 3 この事業による養育・保護のための児童等の移送に要する経費は、原則としてその保護者の負担とする。

(利用者負担金の減免)

第8条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要と認めるときは、前条第2項に規定する利用者負担金を減額し、または免除することができる。

- (1) 風水害、火災等により著しい損害を受けたとき。
- (2) 収入の途を断たれ、または収入が激減したとき。
- (3) その他特にやむを得ない事情があるとき。

(他の施策との関係)

第9条 他の施策との関係において、次に掲げる施策に係る関係機関との連携を密にしながら、この事業の円滑な推進に努める。

- (1) 伊丹市子育て世帯訪問支援事業等他の在宅の福祉施策
- (2) 他の法令に基づく一時保護等

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(伊丹市母子等緊急一時保護事業実施要綱の廃止)

- 2 伊丹市母子等緊急一時保護事業実施要綱は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の子育て家庭ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成9年4月1日以後に行う養育・保護に係る費用について適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 1 0 年 8 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱による改正後の子育て家庭ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日以後に行う養育・保護に係る費用について適用する。

付 則

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱による改正後の子育て家庭ショートステイ事業実施要綱の規定（別表第 2 の改正規定中 2 歳未満児に係る 6 , 6 0 0 円及び慢性疾患児に係る 2 , 3 6 0 円又は 6 , 6 0 0 円の改正規定を除く。）は、平成 1 2 年 4 月 1 日以後に行う養育・保護に係る費用について適用する。

付 則

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱による改正後の子育て家庭ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日以降に行う養育・保護に係る費用について適用する。

付 則

(施 行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 1 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この要綱による改正後の子育て家庭ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日以降に行う養育・保護に係る費用について適用する。

付 則

この要綱は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は，令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

事業委託の金額（1 日当たり 1 人当たり）

2 歳未満児・慢性疾患児	2 歳以上児	親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親
10,700 円	5,500 円	1,500 円

別表第 2

利用者負担金の額（1 日当たり 1 人当たり）

	2 歳未満児・慢性疾患児	2 歳以上児	親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親
生活保護世帯及びこれに準ずる世帯	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円

年 月 日

伊丹市長 様

(申請者)
住 所
TEL ()
氏 名

子育て家庭ショートステイ事業利用（期間延長）申請書

子育て家庭ショートステイ事業実施要綱に基づく養育・保護を受けたいので、
下記の通り申請します。

記

児 童 等 氏 名		性 別		生 年 月 日 年 月 日生
利用申請理由				
養育・保育を希望する期間		年 月 日から 年 月 日		
児 童 の 状 況	身体障害者手帳の有無	持っている(障害名) 種 (等)級		
		持っていない		
	療育手帳の有無	持っている（総合判定 A B 1 B 2）		
		持っていない		
	健康状態	通院中（疾病名 ） 特に問題なし		
特記事項（注意すべき事項）				

(実施記入欄)

養育・保護の決定	実施施設等	委 託 費	利用者負担金
承認・不承認		円	円
世 帯 区 分	一般家庭 母子家庭 父子家庭 養育者家庭		

伊健生こ第 号
令和 年 月 日
(年)

様

伊丹市長

子育て家庭ショートステイ事業利用決定（期間延長）通知書

年 月 日に申請のありました養育・保護について、下記の通り決定したので通知します。

なお、決定した期間であっても、家庭において養育ができるようになりましたら速やかに届出してください。

記

児童等氏名	
養育・保護期間 (承認期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
養育保護委託先	名 称 TEL
	所在地
利用者負担金	日額 実費負担 円 日 数 日 計 円
そ の 他	1. 承認期間を越えて保護が必要な場合は、電話等で連絡してください。 2. 健康保険証等（乳児については母子健康手帳、身体障害者手帳又は療育手帳を所持している児童についてはその手帳）を実施施設等に提出してください。 3. 児童の実施施設等への移送は保護者でおこなってください。 4. 児童の医療費及び実施施設等で特に必要と認める経費については、利用者が負担していただきます。

伊健生こ第 号
令和 年 月 日
(年)

様

伊丹市長

子育て家庭ショートステイ事業利用不承認通知書

年 月 日に申請のありました養育・保護について、下記の通り不承認と決定したので通知します。

記

1. 児童氏名
2. 不承認の理由

伊健生こ第 号
令和 年 月 日
(年)

施設長 様

伊丹市長

子育て家庭ショートステイ事業養育・保護決定（期間延長）通知書

子育て家庭ショートステイ事業実施要綱に基づき、養育・保護を下記のとおり決定した
ことを通知します。

記

保護者	住 所	TEL				
	氏 名					
児 童	住 所		学校名（学年）			
	氏 名		生年月日	年 月 日	性別	
委託期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで 期間延長の場合 日間 通算 日					
委託料	日額	公費負担 日 数	円（ 日	円× 名）		
		計	円			
期間延長の理由						

（添付書類） 子育て家庭ショートステイ事業利用申請書